

令和2年度 通常総会

サテライト石狩周辺環境整備部会

A i b a 石狩周辺環境整備部会

オートレース石狩周辺環境整備部会

総 会 次 第

1. 協議事項

- (1) サテライト石狩における令和元年度での各種対策事項
について・・・別紙①
- (2) サテライト石狩における新型コロナウイルス感染拡大
防止対策等について・・・別紙②

2. その他

- (1) サテライト石狩における令和2年度下期の開催日程
・・・別紙③

令和元年度における各種対策事項について

1. 駐車場対策について
2. 教育、青少年非行防止対策について
3. 防犯対策について
4. 交通対策について
5. 環境美化対策について
6. 地元対策について

■ はじめに

「サテライト石狩」に来場する客層の多くは中、高年の方が占めていますが、ここ最近は、カップルや子供連れのファミリー、若い女性グループも一定割合を占めるようになってきています。

開催時においては、整然とした車券購入やそれぞれで楽しむ光景も見られ、「サテライト石狩」の内外環境は、来場者共ども良い状況にあると考えています。

1. 駐車場対策について

駐車場の許容量を超える来場者があった日はなく、駐車場不足や近隣での路上駐車による迷惑行為は特にありませんでした。

2. 教育、青少年非行防止対策について

【実態把握】

日常業務を通じ、青少年、特に学生、生徒の出入りや車券の購入等がないかどうか監視又は実態の把握に努めています。

【警察署との連携】

所轄の警察署との情報交換や、警察官の巡視を要請するなど、少年の立ち入り防止のために関係機関と連携を図っています。

【通報連絡体制の確立】

少年に関わる事件等が発生した場合は、迅速かつ適切に対処するため、警察をはじめ、関係機関への情報提供、連絡体制の確立を図ることとしています。

3. 防犯対策について

(1) 開催時における防犯

「サテライト石狩」は、オープン以来、犯罪事案はありませんが、不特定多数の人が利用する施設であることを常に念頭に置き、今後とも治安の維持、安全・安心して利用できる施設とするべく、引き続き監視、警戒を続けるとともに次のような対策を講じます。

- ① 置引き、スリ等に対する警戒を行います。特にバッグ等を置いたまま「車券購入」する来場者も見受けられることから、注意喚起をするとともに、監視の強化を図ります。
- ② 車券発売所付近では、釣銭の取り忘れや、落とし物の届出がよくあることから、遺失物及び拾得物等の管理体制を整えています。
- ③ 不審者が来場した際には、警備員のほか、職員により「声掛け」を行うなど、行動に注意しながら警戒、観察するとともに、所轄の警察署と連携を図りながら対処することとします。
- ④ 場内への酒類の持ち込みは禁止としていることから、入り口にその旨を表示するとともに、持ち込みを発見した場合には口頭によって注意し、再発の防止に取り組んでいます。
- ⑤ 現在は、犯罪発生やそれらの要因となる事案はありませんが、事故や事件はいつどのような形で起こるか予想できないこともあることから、日頃から警戒、監視をするとともに、職員に対して必要な指導を行います。

(2) 非開催日における防犯

非開催日は、機械警備のほか、警備員1名を常駐（9：00～18：00）させ、場内外の警備に当たっています。

（３）暴力団対策（のみ行為を含む）

【情報収集】

来場者の中に、暴力団関係者と思われる者がいないかどうか監視又は実態の把握に努めています。

【警察署との連携】

所轄警察署の暴力団担当課との情報交換や連絡体制を整えるなど、連携に努めています。

【警察官（暴力団担当者）の立入り要請】

所轄の警察署に暴力団担当警察官の立入りを要請し、暴力団関係者の出入りの実態や人的特定等を行い、犯罪等の未然防止に取り組んでいます。

【他場警備担当者との情報交換】

他場の警備担当者と情報交換を行い、暴力団関係者の把握や不法行為の実態等の把握に努めています。

【資料化】

警備員による日常業務を通じての情報収集や他場の警備担当者からの情報、所轄警察署の暴力団担当課等からの情報等に基づき、暴力団員や不法行為等の資料化を図っています。

【警備員に対する指導】

警備員に対しは、警備上での不法行為の見極めや、不審者や不法行為等を発見した場合の報告又は連絡等について指導の徹底を図っています。

【事案発生時の措置】

事件や事故等が発生した場合に、迅速かつ適切に対処するため、警察をはじめ、関係機関への情報提供、連絡体制の確立を図ることとしています。

4. 交通対策について

【サテライト周辺の交通状況】

「サテライト石狩」の周辺には道道石狩手稲線、国道337号といった交通量の多い幹線道路がありますが、現状において来場者の車両等が、周辺の交通環境に大きな変化を及ぼしたり、事故や渋滞、危険運転等を誘発するような状況は発生しておらず、また周辺住民の方からの苦情等也没有ありません。

【警備対策】

道道石狩手稲線の花川小学校前交差点の警備員の配置については、当面の間、警備員を配置しないこととしていますが、今後入場者の増加に伴い交通量に変化が生じた場合については警備員を配置することとします。

※周辺の主要な交差点及び通学の用に供されている道路に警備員を適切に配置するなど交通事故及び近隣住宅地への来客者車両の進入の防止に努めるものとする。

5. 環境美化対策について

【衛生及び清掃関係】

「外れ車券」を散らかすような来場者はおらず、また周辺へのゴミの投棄もほとんど見受けられず、美化衛生上の支障は特にありません。

【ペットの禁止】

ペットの持ち込みに関しては禁止しており、入り口にその旨を表示するとともに、持ち込みを発見した場合には口頭で注意するなど、再発防止に取り組んでいます。

【場内から出るゴミの対応】

場内での飲食物提供によるゴミの持ち出しや周辺への投棄もほとんど見受けられない状況にあります。

【設備等の美化】

ファミリー客用にキッズルームを設置していますが、清潔に使用されており、諸設備についても良好な環境にあると思われます。場内の清掃については、来場者の車券購入の迷惑にならないよう配慮しながら実施しています。清掃員の服装に関しても清潔に保たれているとして好評です。

【駐車場及び施設周辺の美化】

開催時前及び終了後には、駐車場のゴミ等の清掃を行っていますが、集積されるゴミ等の量はわずかであり、今までもゴミに関する苦情や問題は発生していません。

また、周辺道路についても、ゴミの散乱等が見られるときには、職員によるゴミの収集やフェンス付近の草刈を行うなど環境保全に努めています。

6. 地元対策について

【関係機関等との連携】

円滑な運営及び地域との調和を図るため、石狩市及び関係町内会並びに教育関係機関で組織する協議会等との連携を図るほか、必要に応じて連絡や協議を行うようにします。

【地場産品の活用】

石狩市内の企業のPRや地場産品の積極的な活用を行っています。

【施設の一般開放】

市民の方々から要望があった場合は、施設の利用や開放を行っています。

サテライト石狩 コロナウィルス感染拡大防止対策について

サテライト石狩 運営状況について

2月27日より競輪・競馬（地方・中央）・オートレースの発売休止

※施設休止 102日間

・6月8日から競輪・オートレースの一部発売再開

・6月17日からホッカイドウ競馬の一部発売再開

・6月22日から地方競馬の一部発売再開

・7月11日から中央競馬の一部発売再開

※10月現在も中央競馬は一部制限付き発売

下記のコロナウィルス感染拡大防止対策を実施しながら運営

サテライト石狩 感染拡大防止対策

- ・入場制限(240名)の実施(収容人員800名)
- ・入場時の検温・マスク着用・手指消毒の実施
- ・館内の定期的(1時間ごと)消毒・換気の実施
- ・一般席の削減(半減)・投票所前モニター前の床面サイン設置
- ・施設一部閉鎖 (屋内喫煙所・キッズルーム・※受付・※売店・※食堂・※有料席)
- ・無料送迎バスの休止 ※縮小時短営業
- ・従事員の健康チェックの実施

施設入口（検温チェック・サーモグラフィー）



観覧席・投票所前



投票所前



喫煙所（屋内）閉鎖



レストラン（入場制限）



従業員の健康チェック



北海道コロナ通知システム



～お知らせ～

コロナウィルス感染拡大防止対策のため、
当面の間、一部サービスの変更を行います。

- ・入場時は、サーモグラフィー又は非接触型の体温計にて検温を実施させていただきます。
※体温が37.5度以上のお客様は入場をお断りします。
- ・入場時は**マスクの着用、手指消毒**をお願いします。
マスク非着用者は入場をお断りします。
- ・お客様の間隔を確保するため、席を削減させていただきます。
- ・キッズルーム、場内喫煙所、売店、2階有料席は当面閉鎖いたします。
- ・無料送迎バスは当面運行を行いません。
- ・人が触れる場所は、適宜消毒を行います。
- ・トイレのジェットタオルは使用を禁止します。
- ・咳など風邪の症状が見られる方には、声掛けを行い退場いただきます。
- ・扉等を常時開放し換気を行います。
- ・場内の混雑が予想される場合は、必要に応じ入場制限を行います。
- ・人と対面する場所には、飛沫防止シートなどを設置しスタッフはマスクを着用いたします。

ご理解、ご協力のほどお願い申し上げます。

別紙③

3 月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
		月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	祝	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
	競 輪	豊橋FⅠ		玉野記念in広島				静岡FⅠ		大垣記念				大宮FⅠ		小田原FⅠ		名古屋FⅠ		高知FⅠ		ウィナースカップ(松阪)				広島FⅠ							
		取手FⅠ		西武園FⅠ				福井FⅠ		取手FⅡ				奈良FⅠ		岐阜FⅠ		トラック支援GⅢ(宇都宮)		立川FⅠ		伊東温泉FⅠ				宇都宮FⅡ							
	京都向日町FⅡ		小田原FⅡ				広島FⅠ				☆小倉FⅠナイター		☆松山FⅠナイター		☆小倉FⅠナイター		☆川崎FⅠナイター		☆いわき平FⅡナイター				☆別府FⅠナイター										
競 馬	川崎				大井				船橋N				大井				浦和																
	ばんえい		ばんえいN				ばんえいN				ばんえいN		ばんえい																				
オ ー ト	伊勢崎		GⅠ 園遊記念グランプリス(川口)				山陽		浜松		川口		伊勢崎				川口																
	☆伊勢崎アフター6								☆特別GⅠ 共同通信社杯PC(飯塚)								☆飯塚ナイター																

サテライト石狩周辺環境整備部会会則

（目 的）

第1条 この部会は、サテライト石狩場外車券売場（以下「サテライト石狩」という。）の周辺環境の整備等に関する地域住民の意見の集約を図るとともに、サテライト石狩の円滑な運営に資することを目的とする。

2 この部会は、サテライト石狩運営協議会会則第5条第5項に基づき設置する。

3 この部会の管理運営は、石狩市がこれにあたる。

（名 称）

第2条 この部会は、「サテライト石狩周辺環境整備部会」と称する。

（組織及び会員）

第3条 この部会は、石狩市、花畔連合町内会、石狩湾新港企業団地連絡協議会及び有限会社サテライトいしかりで組織し、それぞれの団体を代表する会員をもって構成する。

2 前項に規定する会員は、次により選出する。

- （1） 石狩市を代表する会員2名
- （2） 花畔連合町内会を代表する会員10名
- （3） 石狩湾新港企業団地連絡協議会を代表する会員1名
- （4） 有限会社サテライトいしかりを代表する会員3名

（事務局）

第4条 この部会の事務局は石狩市企画経済部に置く。

（業 務）

第5条 この部会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

- （1） 周辺の交通安全にすること
- （2） 周辺の清掃に関すること
- （3） 施設の利用に関すること
- （4） 周辺環境に影響を及ぼす事項及び設備の改善等に関すること
- （5） その他本会の目的達成のため必要なこと

（役 員）

第6条 本会に次の役員を置く。

- （1） 会 長 1名
- （2） 副会長 1名

(役員を選出)

第7条 役員は、総会において花畔連合町内会を代表する会員より選任するものとする。

(役員職務)

第8条 会長は、本会を代表し会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるとき、その職務を代理する。

(役員などの任期)

第9条 役員の任期は2ヵ年とする。但し、任期満了前に退任した役員の補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の残任期間とする。

2 前項に規定は、会員の任期についてもこれを準用する。

(総 会)

第10条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、通常総会は毎年1回、また必要があると認めるとき及び会員から請求のあったときに臨時総会を、会長がこれを招集する。

2 総会及び臨時総会は、会員の3分の2以上の出席をもって成立する。

3 総会及び臨時総会の議事は、出席者の過半数をもって可決し、可否同数のときは、議長が決定する。

4 総会及び臨時総会には、関係者を出席させ意見等の聴取又は指導助言等を求めることができる。

(議 長)

第11条 総会の議長は、会長または会長の指名した者がこれにあたる。

(議決事項)

第12条 次の事項については、総会の議決によらなければならない。

- (1) 本会の業務報告、計画に関すること
- (2) 会則の改廃に関すること
- (3) 役員改選
- (4) 解散に関すること
- (5) その他本会の運営に関する重要事項

附 則 この規約は、平成16年 5 月 2 1 日から施行する。

附 則 この規約は、平成18年 6 月 9 日から施行する。

附 則 この規約は、平成20年 7 月 1 0 日から施行する。

附 則 この規約は、平成20年12月 9 日から施行する。

A i b a 石狩周辺環境整備部会会則

（目 的）

第1条 この部会は、サテライト石狩場外車券場の施設内に併設される公営北海道競馬勝馬投票券発売所（以下「Aiba 石狩」という。）の周辺環境の整備等に関する地域住民の意見の集約を図るとともに、Aiba 石狩の円滑な運営に資することを目的とする。

（名 称）

第2条 この部会は、「Aiba 石狩周辺環境整備部会」と称する。

（組織及び議決事項等）

第3条 この部会の組織、会員、事務局、業務、役員、役員の選出、職務、任期、総会、議長及び議決事項については、サテライト石狩周辺環境整備部会（以下「整備部会」という。）の例による。ただし、役員は、整備部会の役員をもって充てる。

附 則 この規約は、平成20年12月9日から施行する。

オートレース石狩周辺環境整備部会会則

（目 的）

第1条 この部会は、サテライト石狩場外車券場の施設内に併設される小型自動車競走法第8条第1項に定める場外車券場（勝車投票券発売所）（以下「オートレース石狩」という。）の周辺環境の整備等に関する地域住民の意見の集約を図るとともに、オートレース石狩の円滑な運営に資することを目的とする。

（名 称）

第2条 この部会は、「オートレース石狩周辺環境整備部会」と称する。

（組織及び議決事項等）

第3条 この部会の組織、会員、事務局、業務、役員、役員の選出、職務、任期、総会、議長及び議決事項については、サテライト石狩周辺環境整備部会（以下「整備部会」という。）の例による。ただし、役員は、整備部会の役員をもって充てる。

附 則 この規約は、平成27年3月14日から施行する。